

岐医発第 364 号-2
令和 4 年 3 月 7 日

診療・検査医療機関 各位

岐阜県医師会
会長 河合 直樹
(公印省略)

「診療検査・医療機関」の公表について

見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の患者等の診療に伴い、「診療検査・医療機関」に多数の医療機関の手挙げをいただき、ご協力をいただいているところでありますが、本県における「診療検査・医療機関」の公表につきまして、全国の状況を比較しますと、「診療検査・医療機関」としての公表が大変少ない状況でございます。

「診療検査・医療機関」として、医療機関名が公表されますと、コロナ特例措置である、新型コロナ患者の電話再診等に二類感染症患者入院診療加算 250 点（本県のまん延防止等重点措置の対象期間中は 500 点）の請求が可能となります。

つきましては、そのご活用を含めまして、「診療検査・医療機関」として非公表となっておられる医療機関におかれましては、公表への変更をご検討下さいますようお願い申し上げます。

また、公表への変更手続きにつきましては、下記に掲載されております「変更申請書」をご所属の地域医師会への提出が必要となりますが、ホームページへの公表等の軽微な変更申請につきましては、「別紙：基本事項」の提出は不要となりましたので、併せて、ご了承下さい。

なお、「診療・検査医療機関」の変更手続きにつきまして、不明な点等ございましたら、本会事務局又は岐阜県健康福祉部感染症対策推進課までお問い合わせ下さい。

記

「診療・検査医療機関 変更申請書」様式

岐阜県医師会ホームページ > 新型コロナウイルス感染症関連情報 > 重要なお知らせ

URL : <https://www.gifu.med.or.jp/corona/important/>

担当者	岐阜県医師会事務局 田宮		
T E L	058-274-1111	内線	211
F A X	058-271-1651		